

4 感染症予防対策に係る用品等について

- (1) 体育祭の感染症予防対策にかかる用品等（以下、「用品」という。）に関しては、原則として協会で購入し、用意すること。購入する際には、事前に主管団体と打ち合わせ（品名、数量等）を行うこと。（主な対象用品は、別添資料参照。）
- (2) 各主管団体は、協会で購入した用品を大会準備物（トロフィー等、養生テープ含む）と一緒に受け取り、大会終了後、協会に返却すること。協会は、返却された用品を保管し、次回の体育祭で使用する。
- (3) 状況により、協会で感染予防対策用品が購入できず用意できない場合は、主管団体と事前に打ち合わせをして主管団体で購入すること。費用については、会計報告書提出後、協会から主管団体へ支払った負担金の金額を超えた場合、購入した用品について内容を精査し、感染予防対策に必要なものと判断した場合、購入した用品の代金を協会から主管団体に支払うこと。
- (4) 協会は、体育祭を開催するにあたり、感染症予防対策に起因して当初の予定より費用の増額が生じた場合は、その内容について書面をもって区に報告すること。
- (5) 区は、協会より報告を受け取った場合、その内容について精査し、体育祭を開催するために必要な増額費用と認められる範囲で区が負担する。なお、増額分が当初に交付した体育祭負担金額の範囲内であれば、負担しない。
- (6) 各主管団体は、体育祭専用の用品として適切な箇所に設置すること。

以 上